

鈴鹿医療科学大学健康管理センター医療安全管理指針

鈴鹿医療科学大学

平成 25 年 9 月 10 日制定

I. 基本理念

鈴鹿医療科学大学健康管理センター（以下「健康センター」という。）は、建学の精神である「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」を全うするために教育研究施設として設置され、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生の検診、検査並びに健康管理活動を行う。その際の医療事故防止の徹底を図るため、本指針を定める。

1. 安全管理

- ① 健康センター管理者は、安全対策の立案・実行・評価を含めた医療安全管理活動を行う。
- ② 健康センター管理者は、医師免許を有する本学教員の中から、学長が委嘱する。

2. 医療安全管理のための研修

- ① 健康センター管理者は、健康センター職員による安全管理に関する研修を、必要に応じて開催するものとする。
- ② 研修の記録は、その概要（開催日時、出席者、研修項目など。）を2年間保管する。

II. 医療事故防止について

1. 情報収集

健康センター管理者は、健康センターにおける医療の質の改善並びに事故の未然防止・再発防止に資するため、医療事故及び事故になりかけた事例（ヒヤリ・ハット事例）などの情報を収集する。

2. 評価・分析

- ① 健康センター管理者は、収集された情報を評価・分析し、その再発防止対策などを策定し、職員に周知する。
- ② 策定した事故防止対策などが効果をあげているかを評価する。
- ③ 評価・分析を行った結果は、関連書類と共に11年間保管する。

3. 医療事故発生時の対応

患者に望ましくない事象が生じた場合には、まず、健康センター管理者に報告するとともに、可能な限り患者の救命と被害の拡大防止に努める。